

よくわかる介護保険

ケアプラン
って何？



ケアプランとは

もし、自分が、ご家族が、介護が必要になったら・・・と想像してみてください。

自分やご家族に介護が必要になった場合は、これまでの暮らしが一変してしまうことが多いため、第三者や社会保障制度での支えが必要になります。介護認定を受けて公的介護保険サービスを利用する際に、必ず必要になるものが「ケアプラン」です。

正式名称を「**居宅サービス計画**」と言います。

介護が必要になった場合は、複数の異なったサービスを利用することが想定されます。異なる種類のサービスが、おのこのサービス提供側の都合でバラバラに提供されていると、サービスごとに違う目標が設定されてご利用者が混乱したり、サービスが重複して提供されて非効率になります。ご利用者が実現したい目標に沿って総合的かつ効率的にサービスが提供される仕組みが必要です。

このため、介護保険制度では、ケアプランを前提としたサービスを提供する仕組みになっています。この重要なケアプランを作成する者は、ケアマネジャーとされています。

ケアプランは、ご利用者が生活をしていく上での旗印となるものです。ご利用者が実現したい生活を目指し、ご利用者やご家族、ケアマネジャー、サービス担当者などがよく話し合っ、納得のいくケアプランを作りましょう。

ケアプランの作成費用について

ケアマネジャーによるケアプラン作成費用は要介護認定を受けている方は、介護保険から全額支払いとなりますので、自己負担がございません。

ケアプランが実施されるまで

その1 契約をします

ケアマネジャーが、ご自宅へ伺い、ご利用者やご家族とお会いしてお話しを伺い、ケアマネジャーの仕事内容、役割などをやさしく詳しくご説明します。ご利用者やご家族が納得した上で、また、ケアプラン作成の必要がある場合にケアマネジャーと契約を結びます。

その2 届出をします

一割の自己負担で介護サービスを利用するためには、区役所などへ「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」の提出が必要になります。届出を行わない場合は、介護サービスは全額支払いとなります。ご利用者やご家族よりご依頼があった場合には、ケアマネジャーが区役所などへの届出書の提出を行うことができます。

その3 情報交換をします

ケアマネジャーは、ケアプランの下書きを作成します。ケアプランの下書きに位置付けされたサービス担当者などが集まって、ご利用者やご家族と一緒に情報交換（サービス担当者会議）を行います。ケアプランの内容などを共有してご意見をいただきます。ケアプランは、ご利用者やご家族とサービス担当者などとケアマネジャーと一緒に考えながら完成させます。

その4 サービスが開始されます

ケアマネジャーは、ケアプランを書面にしてご利用者やご家族から同意をいただき、お渡しします。このケアプランに基づき、サービスが開始されます。

- ※ ケアプランの書類（居宅サービス計画書）とは、計画全体の方向性の「居宅サービス計画書（1）」、計画全体の中核の「居宅サービス計画書（2）」、週間サービス予定・生活リズムの「週間サービス計画表」、月間サービス予定の「サービス利用票（兼居宅サービス計画）」、月間サービス負担額の「サービス利用票別表」です。
- ※ 要支援の方のケアプラン（介護予防サービス・支援計画）につきましては書類のかたちが違うだけで、一連の考え方、流れは同じです。また、介護保険施設などにご入所している方にも施設用のケアプランがあります。
- ※ ケアプランの作成をケアマネジャーにご依頼せず、ご利用者やご家族自身で作成し、届け出る方法もあります。

※この広報誌は介護保険制度に関して解説しています

■川崎市介護支援専門員連絡会（川崎市ケアマネ連絡会）とは・・・

川崎市内のケアマネジャー、約500人で構成される任意団体です。

本会は川崎市、川崎市社会福祉協議会などさまざまな団体との連携や研修事業を通じてケアマネジャーの資質の向上を図っています。



「ケアマネ連絡会」マークは
会員ケアマネジャーであることの証です

※担当ケアマネジャーが、本会会員かどうかは、本会会員証の提示でご確認ください。

※本会ロゴマークは、左側はケアマネジャー頭文字「C」を、右側は地域包括支援センターの「支」がデザインされています（地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の方々の、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えている機関です）

発行／平成22年7月

作成／川崎市介護支援専門員連絡会 広報部会

〒211-0053 川崎市中原区上小田中3-22-10 杉浦ビル3階 電話 044 (872) 8372

URL: <http://www.kawasaki-caremane.jp>

監修／川崎市健康福祉局長寿社会部

印刷／marutex

FAX 044 (872) 8374



※無断転載を禁ず